

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京都浄化槽の保守点検等に関する規則の一部を改正する規則
公布年月日・番号 平成 19 年 3 月 5 日・東京都規則第 14 号

1 概要

1 改正理由

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び規則は、浄化槽法第 48 条の規定に基づき、保健所を設置する市又は特別区を除く区域を対象としているが、地域保健法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年 9 月 13 日政令第 292 号）により、八王子市については、平成 19 年 4 月 1 日から保健所を設置する市になるため、東京都の登録制度の対象外となるため、適用区域から除外する。

2 改正の概要

規則第 2 1 号様式から八王子市欄を削除する。

2 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

3 問い合わせ先

廃棄物対策部一般廃棄物対策課施設審査係

直通 03-5388-3583

内線 42-842